

千葉県介護サービス情報公表事業実施要綱

令和7年4月1日制定

（目的）

第1条 この事業は、介護サービス情報の公表により、サービスの質の向上及び利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱（要綱を受けて定める各種規程を含む。）において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

（1）介護サービス

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護サービスのうち、介護サービス情報の報告及び公表が義務付けられているサービス。

（2）情報公表

介護サービス事業者が介護サービス情報を県に報告し、県が必要と認める場合に調査を行い、報告内容等を公表すること。

（3）情報公表センター

法に規定する指定情報公表センターで、情報公表に係る介護サービス情報の報告の受理及び公表等に関する事務を行わせることができる機関として、県が指定したもの。

（4）調査員

介護サービス事業者に対して、情報公表に係る調査を行うことができる県の職員。

（情報公表センターの指定）

第3条 県は、別に定める指定基準を満たす申請に基づき、情報公表センターを指定するものとする。

（調査員）

第4条 調査員は、別に定める規定により、介護保険検査証の交付を、知事から受けるものとする。

（情報公表の手法）

第5条 情報公表の手法は、以下のとおりとする。

（1）調査指針の作成及び公表

県は、法に基づく調査の実施に関する指針（以下「調査指針」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 計画の作成及び通知

ア 情報公表センターは、法及び調査指針に基づき、報告事務及び公表事務に関する計画を一体のものとして作成した介護サービス情報公表計画（以下「情報公表計画」という。）の原案を作成し、県に提出するものとする。

イ 県は、情報公表センターから提出された原案をもとに、情報公表計画を作成し、情報公表センターに通知し、公表するものとする。

ウ 情報公表センターは、情報公表計画に基づき、報告事務に関する計画を介護サービス事業者へ通知するものとする。

エ 情報公表センターは、情報公表計画に基づき、介護サービス事業者に対して介護サービス情報に関する調査票等（介護保険法等に基づく基本情報、運営情報及び任意報告情報を記入する帳票又は電子データ。以下同じ。）を送付するものとする。

(3) 情報の報告

介護サービス事業者は、送付された調査票等に記入し、自らの介護サービス情報を情報公表センターに報告するものとする。

(4) 調査の実施

調査は、調査指針に基づき、調査員が実施するものとする。

(5) 調査結果の報告

県は、調査結果を情報公表センターに報告するものとする。

(6) 情報の公表

情報公表センターは、第3号又は第5号の規定により報告を受けた介護サービス情報を、公表事務に関する計画に基づき、公表するものとする。

(情報公表に関する普及及び啓発)

第6条 情報公表センターは、情報公表に関して、主体となって普及及び啓発を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に廃止前の千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表事業実施要綱（平成18年4月28日制定）の規定により行われた申請その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定により行われたものとみなす。